

# 日本人と議論

## —映画『12人の優しい日本人』を題材に—

### The Argument in Japanese People

#### —Be Based on Analysis of ‘The Gentle 12’—

深谷 秀樹\*  
FUKAYA, Hideki

#### 要旨

日本人は議論が苦手だといわれる。それを解消するために、コミュニケーション・スキル教育の一環として、議論の技術を習得させることが意図されているが、その試みが一定の効果を上げるには相応の時間を要する。そこで、現状において、議論がどのようにおこなわれているのかを検証することが重要となる。

本稿では、映画『12人の優しい日本人』（1991年公開）を取り上げ、作品の中で描かれた議論の検証を通して、議論に対する日本社会の現状をとらえ、その中でより有意義な議論をおこなうための方法を考察するものである。

本作品は、アメリカ映画の『十二人の怒れる男』（1957年公開）をもととして、当時の日本では存在していなかった陪審制度をテーマとしている。作品中では、年齢も職業もさまざまな12人の日本人が、ある殺人事件について、被告が有罪か無罪かを議論する。12人の議論に対する取り組み方はさまざまである。当然、中には論理的に主張することが比較的得意な者もいれば、日常まったく議論というものをしたことがない者もいる。しかし、12人が陪審員として集められたからには、全員の意見を総合した上で、評決を下さなければならない。

ここで重要なのは、一見論理的に見える主張をしている者であっても、その主張が常に正当とはいえない場合があるということ、また反対に、主張することが苦手な者の意見にも、事件を捉える上で重要な要素が含まれている場合があるということである。本作品では、法律や裁判についてある程度の知識を有する者が、意見を言うことが苦手な者に加勢することにより、事件の真相にせまっていくという展開がなされている。このことは、話が得意な者の意見だけを採用するのではなく、話が不得手な者からも意見を引き出すことが重要であることを示唆しているのである。

キーワード：議論 ディスカッション コミュニケーション・スキル 陪審制度

『12人の優しい日本人』 『十二人の怒れる男』

---

\*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo University, Faculty of Human Life Design  
住所：〒351-8510 朝霞市岡48-1（東洋大学）

## 1. はじめに

日本人は、議論（意見を論理的に述べること）が苦手だとよくいわれる。その一例として福澤一吉氏<sup>1)</sup>は「実際問題として日本の社会では、場所を問わずわけの分からない議論（それを議論と呼ぶならば）の論理でことが決定されている場合が多いようです」と述べ、「時と場合によってはより分かりやすいフォーマルな議論をするべきである」と提案している。こうした問題意識から、最近では学校教育の場においても、議論の訓練を導入する試みが始まっており、大学においても、学生が身に着けるべき能力（文部科学省が定義する「学士力」ならびに経済産業省が定義する「社会人基礎力」）のひとつに「コミュニケーション・スキル」が挙げられているのである。

本稿では、上述のような議論の能力の重要性を考える上で、まずは日本社会の現状として、議論がどのようにおこなわれているかということ考察したい。そこで取り上げるのが、映画『12人の優しい日本人』（以下「本作品」とする）である。

本作品は、アメリカ映画『十二人の怒れる男』（1957年公開、以下『怒れる男』とする）のオマージュである。『怒れる男』は法廷劇・密室劇として高く評価されている作品であり、12人の陪審員たちが、父親を殺害した嫌疑をかけられた被告の少年の有罪・無罪をめぐるはげしい議論の応酬が作品の根幹をなしている。それに基づき、この陪審制度がもし日本に存在したら、という架空の設定で描かれたのが本作品である。脚本は三谷幸喜氏により、1990年に東京サンシャインボーイズが舞台上で上演、翌91年に映画化された（映画版の監督は中原俊氏）。その後、2009年より、日本でも陪審員制度に類似した裁判員制度が始まり、本作品の上演・上映時点では架空のものであった設定が、現実のものになったといえるのである。そのため、裁判員制度を考える上での教材として本作品が用いられることもあるようだ。

この陪審員という設定は、議論の場を考える上でひじょうに興味深いものである。通常、議論をする際の相手とは、職場の上司・部下・同僚や家族、友人など、何らかの人間関係が存在すると考えてよからう。一方、陪審員の12人は当該事件についての審理のために偶々集められた人々であり、12人の関係はその場限りのものである。また議論の対象となる事件も陪審員とは無関係であり、利害関係は生じない。そうした意味において、陪審員の12人が置かれた状況はきわめて特殊なものあり、相手との人間関係を気にするが故に発言を遠慮するといった気遣いは不要である。よって、日常生活の様々な場面でおこなわれる議論と比べて、より自由な議論の場であるといえるだろう。

また、本作品は、『怒れる男』のパロディであり、また一種のコメディ作品でもあるため、中には誇張した発言やふざけた発言なども散見される。それでも、タイトルが『～日本人』となっている通り、各陪審員の人物設定には日本人特有の行動形式が反映されている。一例を挙げれば、作品の最後、陪審員たちが順に帰っていく場面で、7号が「よかったらちょっと飲みに行きませんか」と誘い、3号・8号・12号がそれに応じているが[61]、『怒れる男』では、8番と9番が互いに名乗りあった以外は、皆ばらばらに帰っている。脚本の三谷氏は、和田誠氏との対談の中で、この場面に関して「日本だったら、絶対あの後、皆で飲みに行くとか。もったいない気がするんでしょうね。必ず『月一回は会いましょう』とか」<sup>2)</sup>と述べており、それが反映されたのが先の最終場面である。このほか、映画上映時のチラシにも「駆け引き、談合、根回し、だんまりといった日本特有の会議のテクニック

を駆使して、積極的に、あるいは消極的にこの審議を乗り切ろうとする人々」と記されている。このように、三谷氏を中心とした製作スタッフからも、作品中の議論や登場人物の設定の中に「日本人らしさ」を盛り込もうとした意図が窺われ、本作品が「日本人と議論」を考える上で恰好の題材であることを裏付けている。これが、本作品を考察の対象として取り上げる理由である。

それでは、本作品において、議論がどのように展開していくか、まず全体の流れを追った上で、特徴的な場面を取り上げて考察していくこととしたい。

なお、本作品の引用には、『91年鑑代表シナリオ集』<sup>3)</sup>所収の映画版シナリオを用いる。同シナリオには場面ごとに1～61の通し番号が用いられているので、引用の際はこの番号を [1] [2] [3] ……の形で付記する。

## 2. 作品の基本設定

まず、議論の前提となる作品の基本設定として、事件の概要、陪審員12人の人物設定、評決の方法および12人による議論の展開をまとめておく。

### 〔事件の概要〕

被告は21歳の女性で、5歳の男児の母親であるが、今は離婚してシングルマザーとなり、昼はスーパーのレジ、夜はクラブのホステスと、仕事を掛け持ちして生計を立てている。被害者は被告の元夫である。事件当日、被告は被害者に呼び出され、復縁を持ちかけられるも拒絶する。被害者はなおも執拗に復縁を迫り、被告が振り切って逃げようとするが国道際で追いつかれてしまう。そこで再度話し合ううちに被害者が被告に襲い掛かり、もみ合いになる（通りがかりの主婦が目撃）。その後、被告は走ってきた長距離トラックに被害者を突き飛ばし、被害者は死亡する。以上が事件の概要で、被告の供述およびトラックの運転手・通りがかりの主婦による証言がある。

### 〔12人の人物設定〕

職業・年齢はシナリオにより、性別を補った。また9号と11号は作中で自らの職業を詐称しているのでその旨を付記した。

- 1号：女子高体育教師・男・40歳
- 2号：精密機械製造会社社員・男・28歳
- 3号：喫茶店店主・男・49歳
- 4号：元信用金庫職員・男・61歳
- 5号：商事会社庶務係・女・37歳
- 6号：医薬品会社セールスマン・男・34歳
- 7号：タイル職人・男・32歳
- 8号：主婦・女・29歳
- 9号：開業歯科医（「銀行員」を名乗る）・男・51歳
- 10号：クリーニング店経営・女・50歳

11号：役者（「弁護士」を名乗る）・男・年齢不詳

12号：大手スーパー課長補佐・男・30歳

#### 〔評決の方法〕

評決の際には12人全員の合意が必要で、評決がまとまらない場合、「評決不一致」となり陪審員を変えて評決のやり直しとなる。

#### 〔議論の展開〕

序盤：冒頭、挙手によって採決すると全員が無罪に挙手し、全員一致で確定するかに見えた。しかし直後、2号が異議を唱え、話し合ってから結論を出したいとの意向から、自分は有罪に変えると宣言。無罪派と話し合いをするが、平行線をたどる。被告の行為は正当防衛と考えられ、加えて11号が、有罪にしても情状酌量のために執行猶予がつくのだから無罪でも同じだと発言したこともあって、無罪派の意志は揺るがない。そこでもう一度投票することが提案され、有罪票が増えなければ2号が無罪に変えることになる。2号が無記名投票を提案し、開票結果は有罪2票、無罪11票であったが、合計数が1票多く、2号が不正を働いたことが発覚する。

中盤：2号の不正行為に呆れ気味の陪審員たちであったが、議論好きの9号が有罪に変え、議論は継続される。2号と9号の検証により、被告の殺意および殺人の計画性が浮かび上がり、有罪派が次第に増えていく。議論が混乱を極める中、7号は個人的な事情を持ちこんだ後に議論から外れる。進行役に徹していた1号が意見を問われ、自分が以前陪審員を務めた際、被告を死刑に追いやった後味の悪さを語る。それに対し、11号が執行猶予をつけるために傷害致死罪で有罪としてはどうかと提案する。つまり、有罪派も無罪派もお互いに歩み寄って妥協しようというわけである。2号は反発するが、最終的に妥協案を受け入れる。これで全員一致するかと思われたが、4号がただ一人無罪を主張する。

終盤：無罪を変えようとしないうる4号。これを見た10号も無罪に戻すが、2人は「何となくそんな気がする」、「フィーリング」等と言うばかりで無罪の根拠を示すことができない。業を煮やした9号が評決不一致を要請するが、11号が2人に加勢し、無罪の可能性を見つけてみようと言う。他の陪審員たちも積極的に議論に参加するようになり、現場の状況や目撃者の証言を検証していくにつれ、有罪の根拠は次第に崩れていく。最終的には、被害者の自殺であるという可能性にたどり着いた。頑なに有罪を主張していた9号もついに折れ、残る有罪派は2号だけという最初と同じ状況になったが、彼は別居中の妻と被告を重ね合わせていたことを認め、全員一致で無罪の結論が出され、審議は終了する。

### 3. 議論の正当性

さて、議論を検証する際には、その議論が正当なものかどうかを判断する基準が必要となる。その基準を定めるのは容易ではないが、本稿では、スティーヴン・トゥールミンの「トゥールミンモデル」<sup>4)</sup>をわかりやすく整理した福澤氏<sup>5)</sup>の基準に従って考察していく。そこでは、フォーマルな議論

の基本要素として次の3項目が挙げられている。

主張（結論）……その議論で述べたいこと。

根拠（理由）……なぜそのように主張するのかという理由。実験や観察などで誰でも確認できる事実を用いる。

論拠（隠れた根拠）……主張と根拠を結びつけるもの。議論の中では直接言及されず、暗黙のうちに了解されていることがら。

これらの3要素を「風邪を引いたので仕事を休ませてほしい」という場面にあてはめると、次のようになる。

主張……仕事を休ませてほしい

根拠……風邪を引いているから

論拠……病気（風邪）は早く治すべきである／病気を治すためには安静を保つことが必要だ／風邪を引いたまま職場に行くと他の人にうつす恐れがある など

つまり、主張と根拠に当たる部分は主張者によって示される必要があるが、論拠の部分は多くの人々が一般常識ないし社会通念として了解しているため、主張の際に逐一明示するはない、ということである。

以下、本作品で展開される議論の考察には、この基準を念頭に置いて進めていくこととする。

#### 4. 議論の方法と実際

それでは、作品中の議論の検証をおこなっていききたい。

作品での議題の中心は、「被告は有罪か無罪か」という点にある。これを議論の最終的な到達点（結論）として、そこにたどり着くために「被告に殺意はあったか」「正当防衛は認められるか」「被告の供述や目撃者の証言は信用できるか」「有罪の場合の罪状は殺人か傷害致死か」といったさまざまな点から事件を検証し、その検証の結果を根拠として「有罪」あるいは「無罪」を主張する。これが、先に述べた議論の正当性を念頭に置いた方法である。

しかしながら、現状においては、こうした方法を知識として持ち、活用できている人の方が少数であろう。まして、議論の専門家でも裁判の専門家でもない陪審員たちは、日常生活の経験によって議論の方法を模索していくほかない。

陪審員の12人は職業、年齢もまちまちである。また彼らは自ら志願して陪審員となったのではなく、無作為に選ばれた人々である。中には議論など全くしたこともないという人物も含まれている。こうした議論に不慣れた人々へどのように対応していくかが、陪審の場で重要となるのである。

#### 5. 議論に慣れた人々——相手を納得させる方法とは——

陪審員の中には、論理的に事件を分析し、自らの主張に明確な根拠を示すことができる人々もいる。しかし、彼らのやりとりの中にも、論理的といえない部分も含まれているのである。

まず、議論の中盤で中心的な役割を果たした、9号の歯科医を取り上げる。彼は、論理的な話し合

いを望み、感覚的な発言を無価値なものとして評価しない人物である。さらに、休憩時間であっても相撲の話題のような俗世間的な雑談には興味を示さず、事件の話を続けようとする。彼の、非論理的・感覚的な相手を批判する態度は、たとえば、以下に挙げる5号とのやり取りの中に見ることができる。5号は、「論理的に考えて～」という言い回しを多用する女性であるが、彼女の発言は事実の羅列のみで意見になっておらず、主張との結びつきが希薄である。また、被告と目撃者の主婦との証言が食い違う点について、

5号「被告は嘘をついてないと思います」

5号「顔を見れば嘘をついてるか、ついてないかぐらい（分かる）」

5号「経験で分かるんです」[15]

と述べている。これを聞いていた9号が、自分の言葉の真偽を判定させるのである。

9号「じゃあ一つ当ててもらいましょうか。私の言ってることが嘘か本当か」

1号「やめませんか、それって意味のあることですか」

9号「この人は分かるとおっしゃってるんだから」

5号「いいですよ」

9号「私の職業は歯医者だ」

5号「……」

9号「嘘か本当か答えて下さい」

5号「本当です」

9号「フン……銀行員だよ」

5号「……」

9号「あなたの一体どこが論理的なんですか。山勘でただ無罪と言ってるだけじゃないですか」

12号「まあそのへんで」

9号「ただこう思ったとか、なんとなくそう感じたとか、そういうことじゃなくて、これこれこうだからこれ以外には考えられないって、論理的に話すとはそういうことなんです。もっと実のある話し合いがしたいな」[16]

ところが、9号が「銀行員だよ」というのは嘘であり、5号が正しく言い当てていたことが、映画の最後の場面で判明するのである。

9号「本当は歯医者でね。差し歯にする時は私のところへ」

名刺を5号に渡す。[60]

しかしながら、9号の言っていることが嘘でも本当でも、確率は2分の1であり、それを当てたからといって論理的だとはいえない。1号が疑問を呈しているように、意味のないことである。このやりとりを有効なものとするには、「なぜ、嘘（または本当）だと思うのか」という理由を述べさせる必要がある。また、自身を銀行員だと主張するからには、それを裏付ける何か（名刺や身分証など）を示す必要がある。これがすなわち、根拠の提示である。この点を欠いている時点で、9号の言動も、必ずしも論理的とはいえない。しかし、こういった問題点を指摘できる人物がその場にいないために、9号が論理的な議論を進めているかのように通っている。また、彼の自信に満ちた話し方は、さも正しいことを主張しているような印象を与え、しかも相手が論理的でないと思えるや、5号のよう

にやり込められるとあれば、他の陪審員が反論しづらい状況が作られるのも当然であろう。こうして、終盤に11号が議論に加わるまで、議論は9号の独擅場と言った様相を呈するのである。それは、彼が一時的に有罪を主張した場面に、象徴的に描かれている。二度目の評決の後、2号に加勢する形で有罪を主張した10号は、議論が継続するきっかけを作る。しかし、本心では有罪とは考えていないらしいことは、次のやりとりから窺い知ることができる。

5号「殺意が立証できなければ、無罪だって言ってたじゃないですか」

9号「今でもそう思ってます」

8号「だったらどうして」

9号「私も話し合うのは嫌いじゃないんでね」

(中略)

12号「この人にはね有罪と無罪とか、関係ないですよ。議論するのが楽しいだけなんだ、でしょう」

10号「うん (にっこり)」 [24]

そして、有罪派の立場で主張を続けていくが、議論がある程度進んだ段階で、彼は再び無罪に戻すのである。この時点で、10号の主張を聞いて5号が有罪に変えており、10号が有罪を主張しなくても、議論が継続される条件が満たされたからである。

9号「だから、言ったでしょう。私は話し合いを続けるために有罪にしたんだ。役目は終わった」

7号「じゃあ今まで話してたことは何だったんですか」

10号「あれはあれで正しいと思いますよ。ただし、いかんせん、机上の空論。あれで納得する人の気が知れない」

8号「(5号を指して) こちらの立場はどうなるんですか」

9号「影響受けやすいね、君は」 [35]

ここまで、9号が有罪を主張していたのは、一種のディベートをおこなっていたと見ることができる。ディベートでは、自分の意見に関わらず、与えられた立場で説得するにはどうすればよいかを考えて取り組むものである。彼は、本心は無罪派でありながら、議論を継続させるという目的を果たすために、有罪派の立場に立って主張していたのである。あえて逆の立場から問題点を考えることは、自説の弱い部分を知ることにもつながり、意味のあることである。しかしその一方で、5号が影響されて有罪に変えたように、議論を振り回すことにもなる。9号は、自らの言動によって、議論全体をコントロールできるという状況を楽しんでいる傾向が見受けられるが、それが議論に真剣に取り組むことといえるかは疑問である。そして、9号には、「自分の発言には何人も従わせることができる」という強い自信が見受けられるが、それは同時に、他の陪審員を見下すことにもつながる。その結果、自分の思い通りにいかなかった時に、ついその感情をあらわにしてしまうのであるが、そのことについては後述する。

次にもう一人、議論に大きな影響を与える人物として、11号を取り上げる。彼は、前半はテーブルから独り離れて雑誌を読みふけり、議論に興味がない態度であった。また、禁煙でないからといって、10号が咳き込んでも喫煙を続けるという、配慮に欠けた行動も見受けられる。しかし、彼の発言には一種の鋭さが伴い、議論の展開を大きく変える役割を果たしている。一度目は、順番に意見を述

べていった時の発言である。

11号「……無罪です」

2号「理由は？」

11号「問題は正当防衛が成り立つかどうか」

9号「その話はもうしたよ」

11号「成り立たない場合は、殺人罪——但しその時は、執行猶予が付く」

8号「執行猶予？」

1号「情状酌量の余地があるということです」

11号「どうせ刑に服さないんなら最初から無罪でもいいんじゃないですか」

12号「……そりゃそうだ」

11号「なんでいけないんですか無罪だと」

2号「それじゃ法律というものの意味が……」

11号「どっちみち執行猶予になるんですよ」

2号「そうかも知れませんが」

11号「だったら面倒な手続きはやめて無罪にしとけばいいんです」

7号「正論だな」

6号「こりゃ反論の仕様がないな」[21] [22]

このように、彼は議論の中で執行猶予について初めて言及し、執行猶予になるのだから無罪でも同じだというのである。彼の発言は、2号の指摘するように、法律の趣旨からすれば間違った考え方なのだが、法律の専門家でない、他の陪審員を説得するには十分なものであった。

次の発言は、議論がさらに進み、計画殺人の可能性から情状酌量、執行猶予の線が崩れた後の場面である。一貫して無罪を主張していた陪審員長の1号が理由を尋ねられ、かつて自分が陪審員を務め、自分の一票が被告を死刑に追いやったことへの後味の悪さを語る。その経験は、彼が有罪へ票を投じるのをためらわせる。

この1号の発言は、一般人が裁判に関わることの心理的負担の大きさを描いており、現在おこなわれている裁判員制度においても問題とされる点である。職務として刑を下す責務を担っている裁判官や検事と異なり、一般人の場合は、その重責に耐えられないというのは、じゅうぶんに理解できる。本来、議論においては、感情論に基づいた主張は避けるべきであるが、このようなケースにおいては、感情を完全に排除することは困難である。ここに、理屈だけでは割り切れない、実際に議論を進めていく上での難しさがある。

この後、11号の2回目の発言が続くが、これもまた、議論の展開上重要な役割を持つ。

1号「執行猶予が付くんだったら有罪でもいいなって、僕、思ってたんです」

11号「だったら——」

人々、11号に注目。

11号「執行猶予を付ければいい」

1号「だけど計画殺人でしょう」

11号「だから、ワンランク下げて傷害致死罪で有罪にするんです」

(中略)

11号「僕らは計画殺人の線を捨てる。そのかわりあなた方も妥協する。お互いに傷害致死で手を打つんです」

5号「そんなことができるんですか」

12号「できますよね」

11号「ええ。裁判官に提出する時にね、『有罪。但し傷害致死として』と書き添えるんです」

9号「うん、建設的な意見だな」

2号「反対です。今さら彼女に殺意がなかったなんていうことは」

12号「これは駆け引きだよ。どんなものにだってね、駆け引きはあるんだから」[45]

この11号の提案は、有罪派と無罪派、お互いが歩み寄って妥協することである。その代わり、それまでの議論で重ねられてきた検証の過程はすべて捨て去られてしまう。先の発言と合わせて、11号の主張の意図は、事件の真相を追究するために議論を深めることにはなく、議論の参加者すべてを納得させるため（換言すれば、異論を出させないため）の落とし所を探るといふ一点にある。その結果、論理に厳しい9号すらこの提案に納得して受け入れているのである。なお、こうした「間を取って妥協する」場面は『怒れる男』には見られず、日本人に独特の習慣と考えられる。

ここまでの検証をまとめておくと、日本において、議論の主導権を握り、相手を納得させるためには、自信に満ちた態度で相手を従わせたり、対立する相手の意見をも斟酌した上で妥協したりする方法が有効であるということである。しかし、それらの方法は、正当な議論を導くものとはいいがたく、本当の意味での議論を貫くのは容易なことではないといえるのである。

さて、先に挙げた、陪審員の全員一致を意図した11号の提案は、しかしながら、まもなく覆されることになる。それは意外にも、議論にまったく不慣れな人物の言動によるものであった。

## 6. 議論に不慣れな人々——言語化できない思考をいかに導くか——

議論に不慣れな人々とは、本作品の中では3号・4号・8号・10号といった人々である。これらの人々はそもそも発言すること自体少なく、また発言しても、主張といえるようなことは発言できていない。

10号「私が無罪だと思った理由は……」「理由がないと駄目なんですか」[11]

4号「無罪の理由——フィーリングかな」[13]

8号「もうよく分かんない。頭整理できないの。陪審員で難しいですよ」[20]

3号「有罪とか無罪とか、聞くのもいやなんです。有罪なら有罪で結構。しぼり首でもなんでもしちゃって下さい」[41]

このような人々は、投票の際も、自分の意志でなく多数の意見に付和雷同することが多い。それが最も顕著なのが主婦の8号で、彼女は有罪・無罪の意思表示を明確にすることを避け、挙手の際に有罪・無罪どちらにも取られるような紛らわしい行動をしたり、口頭で述べる際に「むうざい」と発言したりしている。

こうした人々は、先に挙げた11号による妥協を促す提案（傷害致死罪で有罪にすること）には、何

の抵抗もなく受け入れるように思われるが、唯一、妥協に応じなかった人物が4号である。評決の際、一人無罪に手を挙げた4号に対し、他の陪審員が説得するが、再度評決をしても彼の意志は変わらなかった。それに対し、9号がさらに説得を試みる。

9号「腹を割って話そう。私はこの齢になるまで自分を信じて生きてきた。私が下した判断で間違っただけではない。何一つない。その私が言うんだ。彼女は有罪だ。信じてくれ。頼む」[47]

しかし9号の懐柔ともいえる説得に対して、4号は、

4号「でも、間違えたじゃないですか。最初は無罪だったんでしょ」[47]

と反論し、応じなかった。それを見ていた10号も、無罪に変えると発言する。説得が無理と見るや、業を煮やした9号は次のような暴言を発する。

9号「人間には二種類ある。事を進めていく者と、後に従う者だ。私は前者で、君らは後者だ。黙って付いてくればいいんだ」

5号「それは偏見じゃないですか」

9号「どうせ今までだってそうして生きて来たんだ。なんで今日に限って意地張るんだッ」

(中略)

9号「ろくに意見も言わず、座ってるだけ。消極的なのはまだいい。だがな、消極的で頑固というのはいやならん」[47]

この発言には、先に述べたように、9号自身の優越と、4号をはじめとした他の陪審員に対する軽侮の態度が見て取れる。自らを論理的な思考の持ち主と自負し、自分の発言で誰でも従わせることができるという強い自信が、4号という、いちばん発言できない（すなわち自分に従うべき）人物によって拒絶されたことにより冷静さを失い、つい本心を露呈してしまったのであろう。9号の言う通り、理由もなしにただ無罪と言われても対応のしようがないのは確かである。しかし、4号は彼なりに、陪審員という立場に対して真剣に向き合おうという姿勢を示している。

9号「朝までやっても埒あかんぞ」

4号「私は朝までやってもいいな。腹くくった」[47]

4号「私、法律のことはよう分からんし、頭だつてよくない。だけど陪審員になって、今、ここにいる。後はフィーリングで勝負するしかないでしょうが」[47]

この4号の発言は、先の9号の「どうして今日に限って意地張るんだ」に対する答えである。陪審員に選ばれたからには、何とかその役目を全うしたい、そのためには安易な妥協はしたくない——彼の言葉には、そのような思いが込められている。<sup>6)</sup>

しかし、9号たちがそれに共感することはなく、評決不一致の提案が出され、意見がまとまらないまま、陪審が強制終了するかと思われた。

ところが、ここで動いたのが、先ほどまで妥協を求めていた当の11号である。彼は無罪を主張し続ける4号と、それに続いた10号の二人に対し、協力を申し出るのである。

11号「ここまでねばってるんだ。力になってもいいんじゃないですか」

12号「意固地になってるだけだよ」

10号「何かが違うんです」

12号「だから何かじゃ分からないんだよ」

11号「その何かを見つけてみようじゃないですか」

9号「そんなものはないんだよ」

11号「話してみなくちゃ分かんないでしょう」

12号「ちょっと、何言ってるんだ」

9号「じゃあ君は正当防衛、立証してみせるって言うのか」

11号「やってみましょう」[49]

こうして11号が無罪の可能性を検証することになり、議論の展開は大きく変わる。彼は手始めとして、被告の有罪を裏付けるとされたピザを出前した点に注目する。この事実は、9号が無罪から有罪に意見を変えるに至る、有力な証拠であった。

9号「ピザを頼んだというのは、帰りが遅くなるのを予測していたということになる。現に彼女はその日は警察に泊まり、家には帰れなかった」

2号「そうか」

9号「被告は、居酒屋で被害者と会った時、最初は早く帰るつもりだったと答えている。だったら、なんで、子供にピザを頼んでから出て来たのか。おかしいとは思いませんか」[36]

そして9号は、この点をもって、被告の行為が計画殺人だったと確信するのであるが、11号は、そこを覆そうというのである。

11号「ピザを頼んだイコール帰れないことを知っていた。どうしてそうなるのかな。(5号に)子供の年齢は」

5号「五歳」

11号「五歳の子供にピザパイ一つ多過ぎやしませんか」[52]

続いて、五歳の子供をもつ8号から、ピザ一切れを食べるのが精一杯だと聞き、次のように仮定する。

11号「被告は子供のためだけにピザを頼んだんじゃない。自分も食べるつもりだった、こう考えるのが自然じゃないですか」

4号「そうだッ」

11号「彼女は帰って来るつもりだった。帰って来て、子供と二人で食べようと思っていたんですよ。違いますか」[52]

この後、証拠品として、実際にピザを注文してみようということになり、そのピザが届いて子供一人で食べきれない量ではないことが判明する。

このことを、先に触れたトゥールミンの議論モデルに当てはめると、次のようになる。

(9号の解釈)

主張……被告には、あらかじめ被害者を殺害しようという意志があった(計画殺人だった)。

根拠……被告は息子のために宅配ピザを注文しておいた。

論拠……ピザを注文していたということは、自分の帰りが遅くなることを予測していた。

(11号の解釈)

主張……被告は、被害者との話し合いを早く切り上げて帰宅するつもりだった。

根拠……被告は息子のために宅配ピザを注文しておいた。

論拠……宅配ピザは5歳の子供が一人で食べられる大きさではなく、被告も一緒に食べるつもりだったと考えるのが妥当である。

ここで興味深いのは、同一の根拠(事実)を用いても、解釈によっては正反対の主張を導くことが起こりうるということである。

さて、次に、10号が気になる点として、被害者が被告に襲い掛かった時、周囲に誰もいないことをじゅうぶんに確認したはずなのに、なぜ目撃者の主婦には二人が見えていたのか、ということの問題にする。さらに、被告が「死んじゃえ」と叫んだのは、ジンジャーエールを被害者に買った時にそう言ったのを聞き違えたのではないかということや、トラックの運転手は実は居眠りをしていて、クラクションを鳴らしたというのは嘘なのではないか(クラクションが鳴ったのなら目撃者が事件の瞬間を見ていたはずだが、実際は見えていない)、被害者は実は酒に酔っておらず、酔ったふりをしていたのではないかなど、有罪の証拠を一つずつ崩していく。この間、それまで議論に対して消極的だった3号や6号も、次第に積極的に関わるようになっていき、4号に賛同する無罪派が再び増えていく。そして最終的に、12号が被害者の自殺という仮定を提示し、事件当時の両者とトラックとの位置関係を検証することで、その可能性がかなり高いことを導くのである。

それでも、2号は納得がいかず、被告が回り道したことを主張するが、その点も、スクランブル交差点で、信号が赤だったために偶々そのようなルートになったのではという推論が4号によって出され、被告の有罪を裏付ける証拠はすべて覆される。ここで最後の証拠を覆したのが4号であることは特筆すべきであろう。彼は、それまでのフィーリングでなく、根拠を提示するという論理的な方法で、無罪を主張しえたのである。<sup>7)</sup>

その後、先に注文していたピザが届き、9号が無罪に変える。残る有罪派は2号ただ一人であるが、彼は——おそらくは有罪を主張し続けているうちに——別居中の妻と被告を重ね合わせていたことが判明する(この場面は、『怒れる男』において、最後まで有罪を主張していた3番陪審員が、自分に逆らい家出した息子と、被告の少年を重ね合わせていたことを踏まえている)。

2号「夫を捨てる女に同情いません。あんな女は刑務所にでもどこにでも行って当然なんです。どうしてそれがわからないんですか」

11号「ここで裁かれているのは被告なんです。あなたの奥さんじゃない」[60]

こうして、最後に全員一致で無罪という形で結審し、映画は終わる。

以上のように、作品の展開を追ってみると、有罪・無罪をめぐる各陪審員の意見はさまざまに変化する。しかし唯一、終始一貫無罪を主張し続けたのは、他ならぬ4号であった。彼が頑として無罪の主張を翻そうとしなかったことで、「傷害致死罪で有罪」という妥協案が退けられ、最終的に無罪と言う結論に達することができたのである。

とはいえ、4号が(後には10号も)ただ無罪と言い続けるだけでは、9号をはじめとする有罪派を説得することはできなかったであろう。よって、評決不一致となって結論が出ないまま解散せざるを得なかったのではないかと考えられる。そうならなかったのは、11号が4号と10号に協力することを申し出て、論理的な検証をおこなったからである。4号や10号がなんとなく気になる・ひっかかるという漠然とした疑問を明確に言語化したことで、有罪派を説得することが可能となったのである。

ここで問題となるのは、11号がなぜ二人に協力しようと考えたのか、ということである。彼はその

直前の場面では、傷害致死罪という妥協案を提示して議論を丸く収めようと図っていた張本人である。その彼が、無罪の可能性を検証することは、それまでと正反対の行動である。彼がこのような行動に出たことについて、シナリオでは、「ここまでねばってるんだ。力になってもいいんじゃないですか」というセリフがあるものの、じゅうぶんな説明はなされていない。ここは、安易に他人の意見に流されるのではなく、陪審員としての任務を全うしようという、4号の心意気に共鳴したからだと考えられる。彼の「陪審員になって、今、ここにいる」という発言を聞いて、それまでの、二つの意見を合わせて妥協すればいいという一種の事なかれ主義の考え方でいいのか、という疑問が、11号の中に生じたのではないだろうか。だとすれば、論理的な主張ができない4号ではあるが、陪審員としての心構え・態度によって、11号に大きな影響を与えたといえるのである。

## 7. 終わりに

以上、『12人の優しい日本人』を通じて、日本における議論の現状について考察してきた。本作品でえがかれた議論は、決して論理的といえるものではなかった。しかし、終盤に11号が議論に積極的に参加するようになってからは、実証という形で事件の真相に迫っていく展開となっている。そのきっかけになったのは、4号のフィーリングであり、それを11号が論理的な形に変換することによって、実証の形をとることができたのである。もしも、4号が無罪の主張を取り下げて妥協案を受け入れていたとしたら、被告は傷害致死罪として有罪になっていたであろうし、11号が4号に協力を申し出なければ、4号の主張は皆に受け入れられず、意見がまとまらないまま評決不一致となっていたであろう。すなわち、4号による主張と11号による協力がなければ、無罪という結論には至らなかったものであり、この2名の言動が、本作品で展開される議論において重要な鍵となっているのである。

ここには、議論の進め方のひとつのモデルが示されていると見ることができる。冒頭に述べたように、議論をおこなう際の方法としては、参加者一人一人が自らの考え（主張）を根拠を伴った形で提示できることが理想的である。しかし、現状において、そのような論理的な主張ができる者は少数であり、これからの教育でコミュニケーション・スキルの習得に力を入れたとしても、その効果が現れるまでには長い時間を要する。また、話す能力には、どうしても得意・不得意の個人差が生まれてくることは避けられないであろう。

そこで重要なことは、相手の意見をいかに引き出すことができるか、ということである。本作品でいえば、4号や10号のような、自分の意見をうまく言葉にできない相手に対して、9号のように「意見が言えないのなら黙っている」と萎縮させるのではなく、11号がおこなったように、時間をかけて相手の考えを聞き出し、それを言語化・論理化できるように手助けをすることが、その場の全員を議論に参加させようという点で、理想的な方法なのではないだろうか（もちろん、意見を言葉にするのが苦手な者にも、議論に対して真剣に取り組もうとする姿勢が求められる）。

『12人の優しい日本人』では、12人の陪審員の全員が、事件の真相にたどり着くためにそれぞれの立場で役割を果たしていた。この「全員で議論に取り組む」環境を作ることが、議論の現場に求められる課題といえるのである。

注

- 1) 福澤一吉『議論のレッスン』(生活人新書025 日本放送出版協会 2002年4月)
- 2) 和田誠・三谷幸喜『それはまた別の話』(文藝春秋 1997年10月 25頁)
- 3) シナリオ作家協会編『91年鑑代表シナリオ集』(映人社 1992年4月)
- 4) スティーヴン・トゥールミン、戸田山和久・福澤一吉訳『議論の技法 トゥールミンモデルの原点』(東京図書 2011年5月)
- 5) 注1) 掲出書、および福澤一吉『議論のルール』(NHKブックス1157 日本放送出版協会 2010年5月)
- 6) 秋葉裕一『12人の優しい日本人』をめぐって(『人文社会科学研究』第37号 早稲田大学理工学部 1997年3月)では、4号の人物について次のように評されている。

「評決不一致だ、それしかない」「朝までやっても埒あかんぞ」と言う9号に対し、「私は朝までやってもいいな。腹くくった」と覚悟のほどを示す4号。「女性に向かってどなるんじゃないッ」と9号を叱りつける4号。「彼女は実際殺したのかも知れない。しかし立証は不可能です。だから無罪。うまいことやったわけだ。彼女は」と言う9号の発言に、「そういう言い方はどうかな」と抵抗を覚える4号。被害者を罵倒する7号に対しては、「死人に対してそういう言い方は」と釘をさす4号。「もう口きかん俺は。決めた」と評決に参加しない7号を、「そういう態度はよくないな」と批判する4号。こうした4号の姿には、世間的な出世などとは無縁であったかもしれないが、行動規範、倫理観を確かに持った人物、愚鈍などとはけっして片づけられない人物が見えてくる。

- 7) 川本三郎『12人の優しい日本人』が感動的な二つの理由(『キネマ旬報』1071号 1991年12月)では、  
もっとも情緒的と思われていた4号が、実は弁護士だったという11号の助けを借りて、誰よりも理知的な人間になる瞬間は、この映画のもっとも感動的な瞬間である。  
と述べられている(なお、引用文中の「実は弁護士だった」というのは11号の詐称で、実際の職業は役者である)。

参考文献(注に示したものを除く)

- 『映画芸術 臨時増刊 戦後芸術映画傑作シナリオ選集1』(映画芸術社 1964年4月)※「十二人の怒れる男」シナリオ収録
- レジナルド・ローズ、額田やえこ訳『十二人の怒れる男』(劇書房 1983年)
- じんのひろあき・三谷幸喜「対談『12人の優しい日本人』をめぐって」(『シナリオ』第48巻1号 1992年1月)
- 白井佳夫「映画『12人の優しい日本人』小論 演劇的な面白さの映画的な拡大ということ」(『シナリオ』第48巻4号 1992年4月)
- 福澤一吉『論理表現のレッスン』(生活人新書132 日本放送出版協会 2005年1月)
- 岡田龍樹「生涯学習教材としての映画——『十二人の怒れる男』——」(『天理大学生涯教育研究』第10号 2006年3月)
- 日高水穂・伊藤美樹子「スピートレベルシフトの表現効果——シナリオ『12人の優しい日本人』を中心に——」(『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学』第62号 2007年3月)

The Argument in Japanese People  
—Be Based on Analysis of ‘The Gentle 12’—

FUKAYA, Hideki

**Abstract**

This paper describes the present condition of the argument in Japan.

Japanese people are said to be poor at an argument. Then, although the trial which educates the method of an argument in school has started, that the effect appears takes long time. Therefore, we have to consider the method of the argument united with the present condition for a while. For that purpose, it is necessary to get to know the present condition of the argument in Japan.

I took up the movie ‘The gentle 12’, as a subject matter. It was made as an homage of ‘12 angry men’. The story develops on this movie, assuming that Japan has a jury system. 12 Japanese argue about a certain murder case.

There are a person good at the talk and some people poor at the talk. However, the person good at the talk is not necessarily having the always right discussion. Moreover, the person poor at the talk may also have a useful opinion. It is important to make the environment where everyone can express an opinion, regardless of the skillful lower part of the talk. For that purpose, it is required to have a posture which hears people’s talk exactly. Moreover, the posture in which it is going to reach a compromise easily is not desirable.

Thus, the movie teaches us the hint for arguing ideally.

**Key words:** discussion, communication skill, the jury system, ‘The gentle 12’, ‘12 angry men’